令和5年度 第3回 保倉区地域協議会

次 第

日時:令和5年12月6日(水)午後6時~

会場:保倉地区公民館 研修室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

【協議事項】

・ 安全・安心なまちづくりの推進について

- 4 その他
 - ・次回地域協議会 令和 年 月 日()午後6時~ 保倉地区公民館
- 5 閉 会

【協議事項】安全・安心なまちづくりの推進について

(情報提供) 立木の枝の切取りに関する規定の改正(民法(令和5年4月1日施行))

く改正のポイント>

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができるほか、一定の要件に該当する場合は、土 地の所有者自ら枝を切り取ることもできることとなりました。

改正前	改正後
(立木の枝の切除及び根の切取り)	(竹木の枝の切除及び根の切取り)
第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹	第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越え
木の所有者に、その枝を切除させることができる。	るときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
(新設)	2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共
	有者は、その枝を切り取ることができる。
(新設)	3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、
	<u>その枝を切り取ることができる。</u>
	一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、
	竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
	二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ること
	<u>ができないとき。</u>
	三 <u>急迫の事情があるとき。</u>
2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取るこ	4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取るこ
とができる。	とができる。

地域活動支援事業等を活用した安全・安心なまちづくりの取組

- ■地域活動支援事業(平成22年度~令和4年度)
 - ○ため池・用水等による水難事故防止事業(保倉地区町内会長連絡協議会) ため池、用水路への転落防止を注意喚起するための看板設置
 - ○消防・防災サイレン設置事業 (上越市消防団保倉分団)
 - ・保倉区内各消防部にサイレンを設置
 - ○直江津東中学校区校区地図 (こども 110 番の家掲載) 作成事業 (保倉地区町内会長連絡協議会)
 - ・「こども110番の家」を掲載した校区地図の作成・配布
 - ○保倉地区防災テント整備事業(保倉地区防犯連絡協議会)
 - ・指定緊急避難場所への防災用テントの配備
 - ○保倉地区安全・安心対策事業(保倉地区町内会長連絡協議会)
 - ・防犯灯の LED 化
 - ○地域の防災力向上事業(保倉まちづくり振興会、保倉地区防災士会)
 - ・AEDの設置、AED講習会の実施、防災士活動用のパトロールコート整備
 - ○保倉地区安全・安心な地域づくり事業(保倉まちづくり振興会)
 - ・各町内への非常持出袋・給水袋、多機能ラジオ等の配備
 - ・保倉地区内の防火水槽マンホール箇所への「囲いの設置」
 - ○保倉地区災害・緊急時の警備等推進事業(保倉まちづくり振興会)
 - モーターサイレンの設置

■地域独自の予算事業(令和5年度)

○安全安心なまちづくり「見守り活動」事業(保倉地区防犯連絡協議会) 登下校時の見守り活動で使用する誘導棒・パトロールコートの整備、見守り活動の実施